

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等における取組

<幼稚園・保育所等の役割>

- ・幼稚園や保育所等は、園児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所であるため、乳幼児に読書の楽しさを伝える場としての役割が期待されています。
- ・保護者が忙しい家庭であっても、幼稚園や保育所等で日常的に読み聞かせを行うことで、より多くの子どもが、乳幼児期に、絵本や物語等の楽しさを体験することができるため、幼稚園や保育所等での読書活動は重要となっています。
- ・乳幼児期に、読書の楽しさと出会うために、幼稚園や保育所等においては、成長や発達に応じた絵本や紙芝居等を整備し、読み聞かせを日常的に行うなど、園児がいつでも本と触れ合うことができる環境を整えることが必要です。

<現状と課題>

- ・幼稚園や保育所等での読み聞かせは、ほぼ定着していますが、施設によっては蔵書の不足や子どもの本に詳しい職員がいない等の課題も抱えています。
- ・研修機会や情報提供の充実により、教諭や保育士自身が読み聞かせの大切さを理解し、保護者に読み聞かせの手法や本を紹介するなど、身近な読書アドバイザーとして、子どもと本との出会いを育む役割が期待されています。

<具体的な方策>

① 資料、設備の整備・充実 重点方針 1・4

県は、幼稚園・保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会が得られるよう、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等の整備や読書スペースの設置について図られるよう市町村に働きかけます。

② 絵本等に親しむ機会の充実 重点方針 1・4

ア) 指導計画への位置付けの推進

県は、幼稚園・保育所等において、指導計画の中に発達段階に応じた絵本の読み聞かせ等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう市町村に促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

県は、幼稚園・保育所等において、保護者を交えたおはなし会の実施や発達や興味にあった本を保護者に紹介して絵本を貸し出すことにより家庭と連携した読書活動の充実が図られるよう市町村に促します。

③ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上 重点方針 3

県は、幼稚園教諭や保育士等が、研修会へ積極的に参加し、子どもの本への知識や読み聞かせ等の技能を高めるよう市町村に促します。

④ 公立図書館や読書ボランティア等との連携・協力の推進

重点方針1・4

県は、幼稚園・保育所等が、公立図書館や読書ボランティア等と連携して読み聞かせ等の活動がより充実されるよう市町村に働きかけます。

また、市町村立図書館と連携し、定期的に図書館を訪問する等の体験活動が図られるよう促します。

⑤ 異年齢交流による多様な読書機会の充実 重点方針2

県は、小・中・高校生が幼稚園・保育所等で読み聞かせを行う等の異年齢交流により、読書の楽しさを感じるきっかけとなるよう幼稚園・保育所等と地域の学校等との連携を促します。また、異年齢交流において、子ども司書の活用が図られるよう市町村に働きかけます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

＜学校の役割＞

- ・学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割を担っています。
- ・学校教育法においては、義務教育の目標の一つに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。
- ・平成29年及び平成30年に告示された学習指導要領においても、質の高い学びを実現するため、学校図書館の機能を活用して各教科等の授業改善に生かすことが必要とされ、学校における読書活動は重要視されています。
- ・学校においては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となり、学校全体で、組織的に学校図書館教育の充実に向けて取り組む体制を整備するとともに、学校図書館の計画的な活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められます。
- ・学校図書館には、読書活動や読書指導の場である「読書センター」、学習活動を支援し学びを深める「学習センター」、情報活用能力育成のための授業支援を行う「情報センター」としての役割に加えて、昼休みや放課後に心穏やかに自分の時間を過ごせる「子どもの心の居場所」としての役割も注目されています。

＜現状と課題＞

- ・学校での読書活動は、学校教育活動として一斉に読書時間を確保することができるため、多様な本との出会いや読書習慣を定着させていく上で重要となります。大分県では、中学校での一斉読書の実施率が、全国平均より低い傾向にあります。不読者が増える傾向にある中学校・高校においては、より重点的に学校での読書活動を充実させる必要があります。
- ・小・中学校における学校司書の配置は、専任・兼任ともに充実したものの、配置状況は地域によって差が見られます。また、11学級以下の学校の司書教諭の配置は、公立小学校で1.7%（全国28.7%）、公立中学校で2.4%（33.5%）（平成28年度・文部科学省調査）と、全国的にも低い状況にあるため、配置の一層の充実が望まれます。
- ・学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。大分県では、学校図書館を活用した授業を月に複数回実施している学校の割合が、小学校74.0%、中学校29.6%という状況です（平成28年度・文部科学省調査）。一方で、学校図書館の蔵書構成は、文学などの読み物が中心となっている傾向が強いため、地域の公立図書館の資料支援を受けながら、調べ学習に必要な資料を充実させていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 学校における体制づくりの推進 重点方針4

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

県は、学校において、すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書等が連携した校内組織の充実を図るよう促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施や校外研修への参加を促します。

イ) 教育計画および年間指導計画における位置付け

県は、学校において、長期的な教育ビジョンに立った学校図書館全体計画や学校図書館運営方針等の作成と、各教科等の年間指導計画の中に学校図書館の活用を位置付けることを促します。

ロ) 年間活動計画作成の促進

県は、学校において、学校図書館の年間活動計画の作成を促すとともに、すべての教職員が共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

ハ) 学校図書館の計画的な利用の促進

県は、学校において、各教科、総合的な学習の時間、特別活動※等の教育活動全般にわたって学校図書館の計画的な利用を促します。

ニ) 学校図書館についての情報提供の充実

県は、国等の学校図書館に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて、学校へ情報提供を行います。

② 学校における読書活動の充実 重点方針 1・2・4・5

ア) 各教科等における読書活動の促進

県は、学校において、読書の意義を児童生徒へ伝え、各教科等の授業に関連する本を紹介するなどの取組が充実するよう、学校司書と教職員の連携強化を働きかけます。

イ) 一斉読書等の読書活動の推進

県は、学校における朝読書や読み聞かせ、ブックトーク※等の日常的な一斉読書活動を引き続き推進し、教育課程に関する研究会や各学校の研究会等の場で助言や取組事例の提供を行います。

また、全校読書集会や図書館まつり、ビブリオバトル大会など、魅力のある読書行事が学校で展開されるよう促します。

ウ) 推薦図書等の選定・活用

県は、子どもの読書の質を高めるため、子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リスト等の情報を発信し、活用を呼びかけるとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう働きかけます。

エ) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

県は、学校図書館関係者の研修会等で、学校の読書活動の先進的な取組を紹介し、各学校における多様な読書活動の展開を促します。

オ) 図書委員会活動の活性化

県は、児童・生徒が主体的に学校図書館の運営や読書行事に関わることで読書への関心を高めるよう、図書委員会の活動の活性化に向けた助言や情報提供に努めます。

カ) 児童・生徒同士で交流する読書活動の推進

子どもの年齢が上がるにつれ、同世代の者から受ける影響が大きくなることから、県はビブリオバトルや読書会（集団読書）※、上級生と下級生のペア読書（リーディング・バディ）※など、図書委員や「子ども司書」の活用を図りながら、読書の楽しさを子ども同士で共有する取組の実施を学校へ働きかけます。

また、異年齢・異校種間の読書交流を推進し、本を介したコミュニケーションや多様な本と出会う機会の充実を促します。

③ 図書館を活用した授業の充実 重点方針 4

県は、学校図書館を授業に効果的に活用して学びを深める学習活動が展開されるよう、学校において、児童・生徒に図書やインターネットを使った情報の探し方や図書館の使い方が指導され、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。また、学校において、新聞を教材として活用する活動（NIE※）等、図書館資料を活用した学習活動が展開されるよう促します。

④ 学校図書館の整備・充実 重点方針1・4

ア) 蔵書の整備・充実

【小学校・中学校において】

国は、各市町村に対して、第5次「学校図書館図書整備5か年計画」（平成29年～令和3年）により、学校図書館図書標準を達成するための学校図書館の図書整備、新聞配備（1校あたり小学校1紙、中学校2紙、高校4紙）、学校司書の配置について、地方財政措置を講じています。

県は、市町村に対して、必要な予算措置を講じ、図書館資料の整備・充実を図るよう促します。また、学校において、学校図書館図書標準を達成するだけでなく、情報が古くなった資料の適切な更新や除籍を促します。

【高等学校等において】

同計画により、新たに高校への新聞購入費（1校4紙）が組み入れられたことから、県立高校等に新聞が4紙以上配備されるよう努めます。

イ) 計画的な資料収集と選定の組織づくり

県は、学校において、学校司書・司書教諭等および複数の教職員からなる組織をつくり、適切な資料の選定や計画的な購入が行われるよう学校に働きかけます。

ロ) 施設・設備の整備・充実

県は、学校図書館において、児童・生徒の来館意欲や読書意欲を喚起する施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、来館しなくても常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫を促します。

I) 学校図書館の情報化の促進

県は、市町村に対して、蔵書のデータベース化（電算化）やインターネット回線の整備等、学校図書館の環境が改善されるよう働きかけます。

⑤ 学校図書館の人的配置の推進 重点方針3・4

ア) 司書教諭の発令の促進

県は、11学級以下の学校においても司書教諭が配置されるよう、司書教諭の資格取得推奨を市町村へ働きかけます。

イ) 司書教諭等の役割の明確化

県は、学校において、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭等の役割について理解が図られるよう努めます。

り) 学校司書の専任配置の促進

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として、常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもが自主的に学べる環境を整え、司書教諭等と連携して様々な読書活動を企画・運営したり、学習活動を支援したりすることが有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成29年度から、1.5校に1名程度、地方財政措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。

県も、学校司書の小・中学校への専任配置を市町村へ働きかけます。

【高等学校等において】

県立高校等においては、全校に学校司書が専任配置されています。

県は、学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書の配置の継続に努めます。

1) 学校司書と司書教諭等の連携の促進

県は、研修会等での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭等の連携を図ります。

わ) 研修等の充実

【小学校・中学校において】

県は、各市町村教育委員会において、司書教諭等や学校司書の情報共有や資質向上のための研修が計画的に実施されるよう促します。

【高等学校等において】

県は、学校図書館に関する情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭と学校司書をはじめ、校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質向上と意識の醸成を図ります。

⑥ 家庭・地域との連携による読書活動の推進 重点方針4・5

ア) 公立図書館との連携の推進

県は、公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、学校が公立図書館と連携し、多様な読書活動の展開が図られるよう促すとともに、学校と公立図書館とが連携した先進事例を研修やホームページ等で紹介します。

また、県は、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促し、地域における図書の所蔵情報と資源の共有化を図ります。

イ) 家庭との連携の促進

県は、学校において、学校だより等を活用した家庭への読書啓発や、親子でのペア読書や読書リレー（学級内で本をリレーして親子で読む）等、学校と家庭が連携し、親子で読書の時間を共有するきっかけとなる取組の実施を働きかけます。

ウ) 地域学校協働活動推進員等による地域のボランティアや PTA との連携の促進

県は、学校において、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等との連携を促進し、地域のボランティアや P T A (保護者) の協力による読み聞かせ等の導入が図られるよう働きかけます。

I) 学校図書館の適切な開放の促進

県は、小学校・中学校・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑦ 障がいのある子どもの読書活動の推進 重点方針 1・3・4

ア) 読書指導の充実

a 教職員の専門性の向上

県は、障がいの状態や発達段階に応じた読書活動、読書環境の工夫など優れた実践事例の紹介等により、教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、教職員へ研修会等への参加を促すとともに、その内容の周知に努めます。

b 障がいの状態に応じた読書活動の充実

県は、個々の障がいの状況に応じて、読み聞かせやパネルシアター等が工夫して実演され、学習や日常生活の中で本に触れる機会が多く提供できるよう研修会等を通じて働きかけます。

c 読書ボランティア等への支援の充実と連携の促進

県は、障がいのある子どもへの読み聞かせ等、ボランティア活動を支援するために、読書ボランティア団体が障がいについて学ぶ、研修機会の充実を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

a 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

各特別支援学校が対象としている障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、知的障がいと異なることから、障がいから生じる困難さを解消するためには、障がいの状態に応じた読書に関するニーズを把握した上で整備を進める必要があります。

県は、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定と読書活動のための補助用具の整備に努めます。

また、マルチメディア D A I S Y (デイジー) 図書や電子書籍等は、障がいのある子どもにとっても有効であるため、読書活動を広げるツールとして、特別支援学校等での活用に向けて検討します。

b 読書環境の整備・充実

障がいのある子どもへの図書資料等が不足する学校に対しては、公立図書館から必要な図書資料の提供を受けることで、読書環境の充実を促します。

り) 学校司書の配置促進

特別支援学校において、子どもと本をつなぐ専門職員である学校司書が配置され、子どもの一人ひとりの特性に合わせた読書支援によりすべての子どもが豊かな読書体験を享受できるよう、未配置校への学校司書の配置促進に努めます。

<学校における子ども読書活動の目標指標>

指標名		基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
再掲(家庭) 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1%
	中2	17.4%	7%
	高1	35.0%	25%
再掲(家庭) 読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29 年度)	82%
	中3	67.8% (H29 年度)	77%
	高1	59.4%	67%
全校一斉の読書活動を 週1回以上実施している学校の割合 (小・中学校：学校図書館教育の現状に関する調査、 高校：社会教育課調査)	小学校	95.4% (H28 年度)	100%
	中学校	52.0% (H28 年度)	80%
	高等学校	35.0% (H28 年度)	40%
学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的に実施している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	97.2%	100%
	中学校	86.9%	100%
学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	81.0% (H28 年度)	100%
	中学校	67.2% (H28 年度)	100%

4 普及啓発活動

(1) 読書への関心を高める普及啓発活動の充実

<現状と課題>

- ・子どもの読書推進に関わる県事業等により、子どもや保護者の読書への関心は高まりつつありますが、まだ十分とはいえません。様々な場や媒体により、読書活動の意義や重要性への理解促進を図り、全県的な子どもの読書活動推進の気運を醸成することが求められています。
- ・読書を楽しむ子どもを増やすためには、子ども自身に働きかけ、読書の楽しさを知るきっかけとなる啓発的取組が必要です。
- ・普及啓発活動を全県に広げるため、市町村や関係団体等と連携・協力する体制を強化することが求められています。

<具体的な方策>

① 子どもの読書への関心を高める取組の充実 重点方針2

ア) 子ども読書リーダー（子ども司書等）の育成

県は、子どもの読書リーダーを育成し、学校や地域の図書館での活動を通じて、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組を推進します。

イ) 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

ビブリオバトルや本の内容を紹介するカードの作成など、子ども同士で本を薦めあう取組を学校等へ紹介し、子どもの読書への関心を高めるように努めます。

② 普及啓発活動の推進 重点方針5

ア) 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発

「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に、県立図書館において子どもが読書に親しむための行事を開催するとともに、市町村立図書館や学校等へも取組を促します。

また、子どもの読書活動を推進する関係者などが交流するイベント等の開催により、子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

イ) 優れた取組の奨励

国の表彰制度等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、優れた取組の奨励を図ります。

ウ) 各種媒体による広報活動の推進

県は、読書イベントや読書ボランティア団体の活動をはじめ、子どもの読書活動に関する情報をホームページで公開します。

また、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るためリーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

エ) 読書活動を通じた郷土愛の育成

県は、市町村と協力しながら、大分県の先人の功績や歴史・風土等、郷土の魅力を知る本を紹介し、読書を通じて郷土への愛着を育みます。

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的開催し、学校・家庭・地域の連携・協力の在り方についての検討や情報交換等を行い、その成果を活かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長をめざし、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画更新の働きかけ

子どもの読書活動推進に関する施策の総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めます。

また、市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が更新されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

2 計画の進行管理及び目標指標

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討し、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。なお、4章における推進方策及び数値目標は、家庭・地域・学校ごとに述べてきましたが、本県では各々が個別に取り組むのではなく、三者が連携・協力し取り組めるよう推進体制を整備し実行していきます。

【別表】第4次計画における目標指標一覧（総括）

番号	項目	指標名		基準値 (H30年度)	最終目標値 (R6年度)
1	家庭	1か月に1冊も本を読まない 児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査, 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1 %
			中2	17.4%	7 %
			高1	35.0%	25 %
2	家庭	読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調 査, 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29年度)	82 %
			中3	67.8% (H29年度)	77 %
			高1	59.4%	67 %
3	地域	公立図書館における14歳以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県立図書館調査)		12.6冊	14.6冊
4	地域	子どもの発達段階（乳幼児期・児童期・青年期）に応じたイベントを実施している公立図書館等の数 (県立図書館調査)		8館	19館
5	地域	子ども司書を育成している市町村数 (社会教育課調査)		8市町村 (H31年度)	18市町村
6	地域	読書ボランティアなどを対象とした研修会を実施している公立図書館等の数 (社会教育課調査)		9館	19館
7	学校	全校一斉の読書活動を週1回以上 実施している学校の割合 (小・中学校：学校図書館教育の現状に関する調 査、高校：社会教育課調査)	小学校	95.4% (H28年度)	100 %
			中学校	52.0% (H28年度)	80 %
			高等学校	35.0% (H28年度)	40 %
8	学校	学校図書館を活用した授業を学期に複数 回計画的に実施している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	97.2%	100 %
			中学校	86.9%	100 %
9	学校	学校図書館図書標準を達成している 学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	81.0% (H28年度)	100 %
			中学校	67.2% (H28年度)	100 %

＜補足資料＞ 第4次計画 概要図

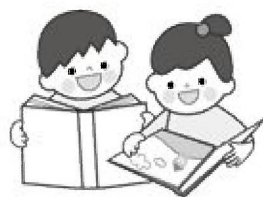
第4次大分県子ども読書活動推進計画

目 標 I 生きる力を育む読書習慣の形成 II いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備	重 点 方 針 1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成 2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実 3 子どもの読書活動を支える人材の育成 4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実 5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進
---	---

具体的な方策

1 家庭における推進

- ①保護者の読書活動への理解の促進（家庭読書の取組普及）
- ②乳児期からの早期読書習慣形成に向けた支援の充実（ブックスタート等）
- ③親子で読書に親しむ機会の充実
- ④発達段階に応じた支援の充実



2 地域における推進

【図書館における取組】

- ①公立図書館の整備・充実
- ②読書に親しむ機会の提供
- ③子どもの読書に関するレファレンス・読者相談の充実
- ④子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化
- ⑤図書館担当職員の研修の充実
- ⑥障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
- ⑦情報化の促進
- ⑧公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進
- ⑨学校図書館との連携・協力の推進
- ⑩読書ボランティアの養成と活動支援
- ⑪調べ学習等への対応の充実

【公民館・児童館等における取組】

- ①読書に親しむ機会の充実
- ②読書環境の整備・充実
- ③職員の知識・技術の向上

【ボランティアにおける取組】

- ①情報収集・提供の充実
- ②研修機会等の支援
- ③子ども読書に関わる関係機関や団体等の連携促進
- ④「子どもゆめ基金」等の活用促進

3 学校等における推進

【幼稚園・保育所等における取組】

- ①資料、設備の整備・充実
- ②絵本等に親しむ機会の充実
- ③幼稚園教諭、保育士等の資質向上
- ④公立図書館やボランティア等との連携・協力の推進
- ⑤異年齢交流による多様な読書機会の充実

【小・中学校・高校等における取組】

- ①学校における体制づくりの推進
- ②学校における読書活動の充実（一斉読書等）
- ③図書館を活用した授業の充実
- ④学校図書館の整備・充実
- ⑤学校図書館の人的配置の推進
- ⑥家庭・地域との連携による読書活動の推進
- ⑦障がいのある子どもの読書活動の推進

- ##### 4 普及啓発活動
- ①子どもの読書への関心を高める取組の充実（子ども司書、ビブリオバトル等）
 - ②普及啓発活動の推進

（推進体制の整備と計画の進行管理）

- ①県の推進体制の充実（大分県子ども読書活動推進連絡会議の開催）
- ②市町村との連携・協力体制の強化と推進計画の策定・更新の働きかけ
- ③計画の進行管理及び目標管理

「読書だいすき大分っ子」の育成

～読書を楽しみ、視野を広げ、考えたことを伝え、知識を活用できる子ども～